



## 随意契約理由書

## 1. 案件名称

区役所事務用庁内利用パソコンの修繕

## 2. 契約の相手方

株式会社大塚商会

## 3. 随意契約理由

修理に伴う原因調査を行ったところ、液晶画面の物理破損による故障と判明した。このことから、本原因による修理は保守契約対象外である。しかし、借入契約である端末であることから、修理については、保守契約業者しか取り扱うことができないため。

## 4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5. 担当部署

中央区役所総務課総務グループ（電話番号：06-6267-9625）